



(危険負担)

第4条 第1条第2項から第5項までの検査合格前に生じた当該修繕目的物についての損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第6条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第1条の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第5項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(完成期限の延長)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、完成期限を延長することができる。

- 一 受注者が天災その他不可抗力による理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。
  - 二 受注者が自己の責に帰する理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。
- 2 前項各号の場合においては、受注者は発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により完成期限内に、その延長を求めなければならない。
- 3 完成期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第8条 発注者が、前条第1項第二号の規定により、完成期限の延長を承認したときは、乙は、規定の完成期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、年3.0パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- 一 受注者の責に帰する理由により、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 受注者が、この契約の条項に違反したとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者が受注者の責任によらない理由で契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は解除部分に対する100分の10に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を賠償金に充当できるものとする。

#### （通報報告）

第12条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

#### （費用の負担）

第13条 補修及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て受注者の負担とする。

#### （秘密の保持）

第14条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。

#### （その他）

第15条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。